**様々な問題が発生します！**

**す！**

**空き地を放置しておくと**

※空き地の管理状態が悪いところでは雑草が繁茂し、タバコの投げ捨て等による火災の発生や粗大ごみ等が不法投棄される可能性が高くなります。

MC900084060[1]MC900343563MC900290957MC900290957MC900343563

■空き地の雑草等について

市では「入間市空間地の環境保全に関する条例」に基づき雑草除去のお願い（除草要請文の送付）をしています。雑草の繁茂を防ぐために年2回以上の雑草の除去、適切な管理をお願いします。

■所有地の樹木について

　樹木はその土地の所有者に管理する責任が生じます。そのため、緊急の場合を除き所有者以外の人が剪定・伐採をすることはできません。

樹木が生い茂ると害虫の発生や越境により隣地に迷惑をかけてしまいます。また、台風による倒木・枝折れなどにより思わぬ事故に繋がる恐れがあります。定期的に確認し、適切な管理をお願いいたします。

詳しくは下記の問い合わせ先までお問い合わせください。

**※土地所有者（管理者）様のご理解とご協力をお願いします。**

（問い合わせ）入間市役所環境課環境保全担当

TEL2964-1111内線：4225・4226